

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	遠軽町

遠軽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：経済部農政林務課

所在地：北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目

電話番号：0158-42-4816

FAX番号：0158-42-3688

メールアドレス：nousei@engaru.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、アライグマ、カラス（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、ハト（キジバト、カワラバト）
計画期間	令和2～4年度
対象地域	遠軽町

2 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況（平成30年度）

鳥獣の種類	品目	被害の状況		
		被害数値		
		被害面積	被害金額	備考
エゾシカ	小麦	14.5ha	1,015 千円	
	豆类	0ha	0 千円	
	ビート	3.0ha	2,550 千円	
	スイートコーン	2.0ha	80 千円	
	デントコーン	40.0ha	12,800 千円	
	牧草	60.0ha	7,800 千円	
	森林	0ha	0 千円	
	計	119.5ha	24,245 千円	
ヒグマ	デントコーン	8.5ha	2,720 千円	
	牧草	1.0ha	130 千円	
	計	9.5ha	2,850 千円	
キツネ	スイートコーン	0.1ha	40 千円	
	デントコーン	0.7ha	224 千円	
	ビート	0.1ha	85 千円	
	一般野菜	0ha	0 千円	
	南瓜	0.5ha	20 千円	
	計	1.4ha	369 千円	
カラス	デントコーン	0.7ha	224 千円	
	スイートコーン	1.5ha	600 千円	
	ビート	0.2ha	170 千円	
	豆类	2.8ha	787 千円	
	計	5.2ha	1,778 千円	
ハト	デントコーン	0.4ha	128 千円	
	スイートコーン	1.5ha	600 千円	
	豆类	0.1ha	280 千円	
	計	2.0ha	1,008 千円	
被害合計		137.6ha	30,250 千円	

※アライグマによる農林水産業被害は確認されていない

(2) 被害の傾向

エゾシカ	<p>生息状況：町内の全域に生息</p> <p>発生時期：農地については積雪期を除く4月から11月頃まで発生する。丸瀬布地域のフジについては積雪期においても被害発生が懸念されている。</p> <p>発生場所：町内全域の農地に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：平成7、8年頃から被害が急増し、24年度に大幅減少に転じたが電気柵による効果なのか検証が必要である。また、近年では牛舎附近に近づきサイレージへの被害も確認されている。</p>
ヒグマ	<p>生息状況：町内の全域に生息</p> <p>発生時期：冬眠期間を除く3月下旬から12月中旬まで出没の恐れがあるが、5月頃から目撃が増え、8月以降にデントコーン等の作物に被害が発生する。</p> <p>発生場所：町内全域の農地に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：年度により増減があり、近年では減少傾向にあるものの、農作業中の遭遇による事故発生が懸念される。</p>
キツネ	<p>生息状況：町内の全域に生息</p> <p>発生時期：農作物の収穫期となる8月以降に被害が増加する。</p> <p>発生場所：町内全域に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：増加傾向から、24年度から減少傾向にあるものの、畜舎への侵入被害が増加傾向にある。</p>
アライグマ	<p>現在まで農業被害発生の報告はないが、遠軽町内での捕獲があり、今後被害発生の恐れがある。</p>
カラス	<p>生息状況：町内の全域に生息</p> <p>発生時期：5月頃、豆类・スイートコーン・デントコーン等の播種期に被害が多い。畜産被害については通年発生している。</p> <p>発生場所：町内全域に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：年度により増減があるが、近年はやや減少傾向にある。</p>
ハト	<p>生息状況：町内の全域に生息</p> <p>発生時期：5月頃、豆类・スイートコーン・デントコーン等の播種期に被害が多い。</p> <p>発生場所：町内全域に被害が発生している。</p> <p>被害の傾向：年度により増減があるが、24年度から減少傾向にある。</p>

(3) 被害の軽減目標指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
エゾシカによる農業被害金額	24,245 千円	現状値から30%削減
ヒグマによる農業被害金額	2,850 千円	現状値から30%削減
キツネによる農業被害金額	369 千円	現状値から30%削減
カラスによる農業被害金額	1,778 千円	現状値から30%削減
ハトによる農業被害金額	1,008 千円	現状値から30%削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	地元猟友会に依頼し、主に銃器による捕獲を実施。	ハンターの高齢化による人材不足が表面化している。 エゾシカ等の哺乳類について夜間の農地侵入が多く見られるため、銃器による捕獲が困難である。 ヒグマについては、箱わなによる捕獲も実施しているが、設置後の見回りが大きな負担となっている。
防護柵の設置等に関する取組	白滝地域においては平成14年度から15年度にかけ中山間地域総合整備事業により防鹿柵を設置。 平成23年度から24年度には遠軽町一円、平成29年度には町内の一部で、鳥獣被害防止総合対策事業により電気柵の設置を行った。	防鹿柵の老朽化により、侵入防止効果が薄れている。 電気柵については設置後の維持管理を怠ると機能が発揮されない。また、エゾシカとヒグマでは設置方法に差異があるため、設置管理者は効果的な張り方の習得が求められる。

(5) 今後の取組方針

農業被害防止を徹底させるため、畑地等における電気柵の適正な維持管理に努める。エゾシカによる林業被害が懸念される民有林等においては、苗木保護材の導入を進める。

従来に引き続き、地元猟友会に依頼し対象鳥獣の捕獲を進め、特にエゾシカについては生息数を減少させることにより農林業被害の減少を図る。

ハンターの人材不足を解消するため、捕獲技術講習会等の開催や、ヒグマ及びエゾシカの捕獲に有利なライフル銃の所持への協力を通じ、新たな捕獲の担い手を育成する。銃器を所持するためには手続きの煩雑さや経済的負担が大きいため、わな猟免許取得も同時に促進し、くくりわなによる捕獲の普及に努める。

なお、捕獲技術講習会等の開催にあたっては、参加者にワイルドライフマネジメントの講義も付加し、捕獲実施時におけるコンプライアンスの徹底に努める。

捕獲したエゾシカ肉の食肉加工場の整備及び食肉利用の拡大を目指す。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会遠軽支部遠軽部会、生田原部会、丸瀬布部会及び白滝部会に依頼し、主に銃器による捕獲体制を従前に引き続き維持する。

えんゆう農業協同組合が実施している、箱わなによるヒグマの捕獲については、情報を共有し、遠軽町における捕獲体制との整合をとる。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
2年度	エゾシカ ヒグマ	・箱わな（ヒグマ）の増設 ・捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減 ・エゾシカ処理加工施設の整備
3年度	エゾシカ ヒグマ	・捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減

4年度	エゾシカ ヒグマ	・捕獲数に応じた報償金支出による捕獲者の負担軽減
-----	-------------	--------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカについては猟友会に依頼する駆除数を年間 1,000 頭を捕獲計画数とする。</p> <p>令和3年度については、緊急捕獲活動（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）の事業拡大があるため、1,400 頭駆除を目標とする。令和4年度については、ハンター育成を目的として、100 頭上乗せした駆除数を目標とする。</p> <p>ヒグマについては被害発生の都度、捕獲の判断をしているため捕獲計画数は定めない。</p> <p>アライグマについては根絶を目標とするため、捕獲計画数は定めず、全頭の捕獲を行う。</p> <p>その他の鳥獣については、過去の捕獲数と被害状況を勘案し、捕獲計画数を設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エゾシカ	1,000頭	1,400頭	1,100頭
キツネ	40頭	40頭	40頭
カラス	400羽	400羽	400羽
ハト	70羽	70羽	70羽

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカについては、北海道から個体数調整及び農業被害防止を目的とする捕獲許可を得て、4月から可猟期間開始の前日まで猟友会に依頼し実施する。また、可猟期間においても、農業被害の状況に応じて、同様に実施する。</p> <p>ヒグマについては、原則として農業被害が継続し甚大になる恐れがある場合、人身への危険が迫っている場合に捕獲する。</p> <p>対象鳥獣（エゾシカ、ヒグマ）の捕獲活動を実施する上で、対象鳥獣捕獲員が業務上ライフル銃を所持及び使用する必要があると認められる場合については協力するものとする。</p> <p>その他の鳥獣についても、被害防止対策を講じてもおお被害を防止できない場合に、捕獲することとするが、アライグマについては生息が確認された時点で直ちに捕獲することとする。</p>

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
エゾシカ	電気柵の整備	電気柵の整備	電気柵の整備

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
----	------	------

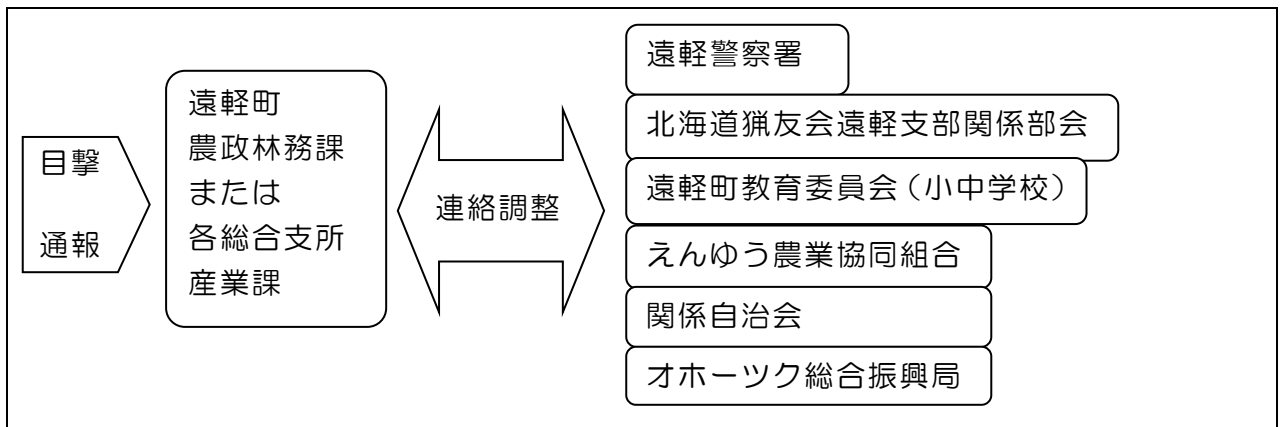
2年度	エゾシカ ヒグマ	地域において関係機関と連携し、鳥獣被害防止のための普及啓発に努める。民有林における苗木保護材の導入を進める。
3年度	エゾシカ ヒグマ	地域において関係機関と連携し、鳥獣被害防止のための普及啓発に努める。民有林における苗木保護材の導入を進める。
4年度	エゾシカ ヒグマ	地域において関係機関と連携し、鳥獣被害防止のための普及啓発に努める。民有林における苗木保護材の導入を進める。

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役 割
遠軽町 (農政林務課、各総合支所産業課)	ヒグマ出没時の警戒パトロール 町民に対する広報
北海道猟友会遠軽支部(遠軽、生田原、丸瀬布、白滝各部会)	ヒグマ出没時の警戒パトロール ヒグマ出没時の捕獲
北海道警察北見方面本部遠軽警察署	ヒグマ出没現地の警備、緊急避難時の指示
オホーツク総合振興局	ヒグマ出没状況等の情報収集

(2) 緊急時の連絡体制



6 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	遠軽町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
遠軽町	事務局・被害防止対策に係る連絡調整
えんゆう農業協同組合	捕獲以外の被害防止対策、被害状況の把握、農家との連絡調整、情報収集
北海道猟友会遠軽支部関係部会	捕獲等の被害防止活動の実施
遠軽地区森林組合	民有林における鳥獣被害に関する調査及び情報収集
網走農業改良普及センター遠軽支所	農業被害防止対策の指導、助言
オホーツク総合振興局西部森林室	林業被害防止対策の指導、助言
(株)オホーツクジビエ	ジビエ振興の実施

(2) 関係機関に関する事項

--

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

遠軽町担当職員、猟友会員の中から隊員を任命し、鳥獣被害防止対策実施隊を設置している。(平成31年4月1日現在、猟友会員52名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

猟友会に依頼して捕獲するエゾシカについては、北見農協連処理施設及び株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設に搬入し処理する。

また、令和3年度の追加枠400頭については、株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設搬入し食肉利用を行う。捕獲されたヒグマについても、北見農協連処理施設及び株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設へ搬入し処理する。

その他の鳥獣は一般廃棄物として適切に処理する。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有害駆除等により捕獲された個体のうち、食肉利用に適したものについては、株式会社オホーツクジビエ所有の食肉加工施設にて、有効活用を行う。